

令和6年第2回 議会運営委員会

1. 日 時 令和6年2月5日（月）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和6年第1回白井市議会定例会について
①提案予定の議案等について
②会期日程及び議事日程について
(2) 予算審査特別委員会の設置について
(3) (仮) 白井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の検討について
(4) 議会改革に係る議会運営委員会の検討事項について
(5) その他
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長
石井恵子委員・長谷川則夫委員
田中和八委員・徳本光香委員
岩田典之議長
秋谷公臣副議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市長 笠井喜久雄
総務部長 松丸健一
総務課長 齊藤祐二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井康弘
係長 今井好美
主事 金子直史

会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので始めさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 おはようございます。

いよいよ予算議会が始まる時期になりました。今日、非常に寒くて、雪だということで、わざわざ歩いてきたという方もおられるようです。車のことを心配して。効率よく審議ができればいいなと思っております。どうぞ進行と御協力よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、また、これから雪が降るというふうなこともある中、令和6年第1回市議会の定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。第1回市議会定例会は、2月13日火曜日午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

市から提案いたします案件は、専決処分についての報告が1件、議案といたしまして、白井市文化センター改修基金条例の制定について1件、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてなど、条例に関する案件が13件、契約の変更について1件、白井市西白井公民館、白井市西白井児童館及び白井市西白井老人憩いの家の指定管理者の規定について1件、白井市道路線の認定及び変更について1件、令和5年度一般会計ほか、3会計の補正予算に関する案件が4件、令和6年度一般会計ほか、5会計の当初予算に関する案件が6件の合わせて27議案になります。

詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等つきましては柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は6名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより令和6年第2回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、令和6年第1回白井市議会定例会について。①提案予定の議案等についてを議題といたします。

執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明をお願いいたします。

総務課長。

○齊藤総務課長 皆様、改めまして、おはようございます。

今回、市から提案いたします案件につきましては、報告といたしまして、専決処分についての報告が1件、議案といたしまして、新規条例の制定が1件、条例の一部改正などが13件、契約の変更が1件、指定管理者の指定に関する案件が1件、市道路線の認定・変更が1件、令和5年度の補正予算が4件、令和6年度の当初予算が6件の合計27議案となります。

まず、報告案件ですが、報告第1号 専決処分について。所管課は公共施設マネジメント課でございます。

議会の議決により専決の指定をされております1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解につきまして、令和6年1月12日に専決処分を行ったので、報告をするものです。

内容といたしましては、令和5年11月12日午後5時45分頃、復地区の市道03-008号線で、本市消防団員が秋の火災予防運動における広報活動を行っていた際に、消防団車両の運転操作を誤り、相手方住居のコンクリート塀に接触いたしまして損傷をさせたものです。賠償の相手方は白井市在住の個人1人。損害賠償の額、8万300円。示談日は令和6年1月12日でございます。

この件につきましては、午後の全員協議会のほうで詳細の説明をさせていただきます。

続いて、議案第1号 白井市文化センター改修基金条例の制定について。所管課は文化センターでございます。

白井市文化センター改修基金を創設するために条例を制定するものです。

主な内容ですが、文化センターの大規模改修の実施を目的といたしまして、財源の確保、適切な管理及び用途の明確化を図るため、新たに基金を設置するものです。

施行期日は令和6年4月1日を予定しております。

こちらの文化センターの改修事業につきましても、午後の議員全員協議会で説明のほうをさせていただきます。

続いて、議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。所管課は監査委員事務局、上下水道課、総務課でございます。

こちらは地方自治法の一部改正に伴いまして、関係条例を整理するもので、主な内容といたしましては、法改正に伴いまして、白井市監査委員条例及び白井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に引用条項のずれが生じたので、語句の整理を行うものです。

施行期日といたしましては、令和6年4月1日ほかを予定しております。

議案第3号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。所管課は上下水道課でございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、関係条例を整理するもので、こちらは法改正によりまして、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴いまして、白井市水道事業給水条例及び白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例について、所要の規定の整理を行うものです。

施行期日といたしましては、令和6年4月1日ほかを予定しております。

議案第4号 白井市職員定数条例及び白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課でございます。

白井市行政組織の再編に伴いまして、条例の一部を改正するもので、主な内容といたしましては、市長、議会、選挙管理委員長及び教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の定数を変更するもの。それから、市長の権限に属する事務を分掌させる組織といたしまして、未来創造戦略室を新たに創設いたしまして、その事務分掌を定めるものです。

施行期日は令和6年4月1日を予定しておりまして、行政組織体制につきましても、午後の議員全員協議会で執行部のほうから説明のほうをさせていただきます。

なお、未来創造戦略室の新設によりまして、議会のほうの委員会等について、改めて見直しの必要が出てきますので、その辺につきましても御検討のほうをお願いしたいと考えております。

続きまして、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課でございます。

育児休業しております会計年度任用職員に対しまして、期末・勤勉手当の支給を可能とするために条例の一部を改正するもので、主な内容といたしましては、育児休業している職員のうち、期末・勤勉手当の支給対象となる者について、会計年度任用職員の除外規定を削除するものです。

施行期日は令和6年4月1日を予定しております。

議案第6号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は保険年金課、健康課、総務課でございます。

災害時における医療救護活動の総合調整等を行う地域災害医療コーディネーターの新設に伴いまして、報酬の額に係る規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、地域災害医療コーディネーターの報酬額を3万円、災害時において4

時間を越えた時間につきましては、1時間につき1万1,250円を超えない範囲で、市長が定める額を加算した額として新たに定めるものでございます。

施行期日は令和6年4月1日を予定しております。

議案第7号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は建築宅地課、総務課でございます。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、建築基準法施行令の一部改正によりまして、接道・道路内建築制限に関して既存不適格である建築物の大規模な修繕又は模様替えについて、安全性等の確保を前提に現行法の適用を除外する制度が創設されることに伴いまして、適用除外の認定に係る手数料を設定するもの。それから、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律の題名の改正に伴いまして、法律を引用する規定の整理を行うものです。

施行期日につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

議案第8号 白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は子育て支援課でございます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、法改正によりまして、保護命令が見直され、「接近禁止命令等」及び「退去等命令」として細分化されることに伴いまして、引用条項を追加するものです。

施行期日は令和6年4月1日を予定しております。

議案第9号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は保育課でございます。

内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、特定教育・保育施設における重要事項について、書面掲示に加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことを定めること。特定教育・保育施設等が、書面等の交付または提出に代えて、電磁的方法により記録を提供する方法のうち、磁気ディスク、CD-ROM等について、新たに情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、媒体の種類を限定しないように文言を改めるものです。

施行期日につきましては、公布の日ほかを予定しております。

議案第10号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は高齢者福祉課でございます。

第9期介護保険事業計画の策定に伴いまして、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料等を定めるため、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、第1号被保険者の区分を現行の12段階から14段階に変更いたしまして、それぞれの保険料額を定めるもの。低所得の被保険者に対する保険料の軽減措置を引き続き行うため、保険料の減額措置を講じるものです。

施行期日は令和6年4月1日ほかを予定しております。

議案第11号 白井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は高齢者福祉課でございます。

厚生労働省令で定めます指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、介護支援専門員1人当たりの取扱件数を見直すもの。管理者が兼務できる事業所の範囲について、「同一敷地内」の要件を削除するもの。本人等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止し、身体的拘束等を行う場合の理由の記録を義務づけるもの。事業所の運営規程の概要等の重要事項を記した文書について、ウェブサイトへの掲載を義務づけるものです。

施行期日は令和6年4月1日ほかを予定しております。

議案第12号 白井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は高齢者福祉課でございます。

厚生労働省令で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業を行う場合の人員基準等を定めるもの。事業所の運営規程の概要等の重要事項を記した文書について、ウェブサイトへの掲載を義務づけるもの。本人等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止し、身体的拘束等を行う場合の理由の記録を義務づけるものです。

施行期日は令和6年4月1日ほかを予定しております。

議案第13号 白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は高齢者福祉課でございます。

厚生労働省令で定めます指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、管理者が兼務できる事業所の範囲について、「同一敷地内」の要件を削除するもの。本人等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止し、身体的拘束等を行う場合の理由の記録を義務づけるもの。事業所の運営規程の概要等の重要事項を記した文書について、ウェブサイトへの掲載を義務づけるも

の。利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるもの。協力医療機関を定めることを義務または努力義務とするものです。

施行期日は令和6年4月1日ほかを予定しております。

議案第14号 白井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は高齢者福祉課でございます。

厚生労働省令で定めます指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、管理者が兼務できる事業所の範囲について、「同一敷地内」の要件を削除するもの。本人等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を禁止し、身体的拘束等を行う場合の理由の記録を義務付けるもの。事業所の運営規程の概要等の重要事項を記した文書について、ウェブサイトへの掲載を義務付けるもの。利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるもの。協力医療機関を定めることを努力義務とするものです。

施行期日は令和6年4月1日ほかを予定しております。

議案第15号 契約の変更について。所管課は都市計画課です。

継続費（仮称）富士公園整備工事（R4）に係る契約を変更したいので、議会の議決を求めるものです。

変更の理由ですが、残土処分量、土工の数量等が確定をしたためでございます。

変更の内容ですが、契約金額といたしまして、当初、契約金額が3億3,616万円、第1回変更金額が3億4,798万8,300円、第2回変更金額が3億5,417万4,700円、今回、第3回変更契約金額が3億5,144万4,500円。今回の契約変更によります減額が273万200円となっております。

なお、こちら、工期が2月29日までとなっておりますので、議会開会日初日での採決をお願いしたいと考えております。

議案第16号 白井市西白井公民館、白井市西白井児童館及び白井市西白井老人憩いの家の指定管理者の指定について。所管課は生涯学習課でございます。

白井市西白井公民館、白井市西白井児童館及び白井市西白井老人憩いの家の指定管理期間が令和6年3月31日で満了となるため、4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定したいので提案をするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地ですが、名称が白井市西白井

公民館、白井市西白井児童館、白井市西白井老人憩いの家。所在地が白井市清水口1丁目2番1号でございます。

指定管理者とする団体の名称及び所在地ですが、名称が労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団。代表理事、田嶋羊子。所在地が東京都豊島区東池袋1-44-3、池袋ISPタマビル。

指定の期間ですが、令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。

議案第17号 白井市道路線の認定及び変更について。所管課は道路課でございます。

こちらは市道路線を認定及び変更するもので、認定の対象路線ですが、市道14-023号線、外2路線、変更の対象路線が市道00-001号線、外3路線となっております。

議案第18号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第13号）。所管課は財政課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,818万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億4,539万9,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、収入見込によります市税の増や国の地方交付税の追加に伴いまして、歳入予算を計上するもの。事業の終了に伴う事業費の確定、入札差金の発生によります不要額の確定など、予算整理を目的として歳出予算を減額するもの。戸籍の附表への旧氏の追加等の戸籍附表システム改修に係ります所要額を計上するものです。

議案第19号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）。所管課は保険年金課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,491万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,162万6,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、特定保健指導に係る委託料について、対象者が当初の見込みを下回ったことから不用額を減額するもの。国民健康保険特別会計事業勘定財政調整基金に、令和4年度からの繰越金の一部を積み立てるものがございます。

議案第20号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第4号）。所管課は高齢者福祉課でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,049万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,108万7,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、施設介護サービス給付費について、直近の執行状況から不足が見込まれるため、所要額を計上するもの。居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、介護予防・生活支援サービス事業費等の利用につきまして、当初の見込みを下回ったことから不用額を減額するものです。

議案第21号 令和5年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。所管課は

保険年金課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,720万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,759万6,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、被保険者数の増加による保険料収入の増、保険基盤安定負担金の交付額決定等に伴いまして、後期高齢者医療広域連合納付金の所要額を増額するものでございます。

議案第22号から議案第27号につきましては、令和6年度の当初予算の説明となりますが、この場では予算規模と前年度比の説明をさせていただきます。

議案第22号 令和6年度白井市一般会計予算。所管課は財政課でございます。

歳入歳出予算といたしまして、総額が213億6,692万7,000円、前年度比で5,401万9,000円、0.3%の増となっております。

議案第23号 令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定予算。所管課は保険年金課でございます。

歳入歳出予算といたしまして、総額が60億5,544万4,000円、前年度比といたしまして、2,796万2,000円、0.5%の減となっております。

議案第24号 令和6年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定予算。所管課は高齢者福祉課でございます。

歳入歳出予算といたしまして、総額が45億7,947万5,000円、前年度比で1億5,803万7,000円、3.6%の増でございます。

議案第25号 令和6年度白井市後期高齢者医療特別会計予算。所管課は保険年金課でございます。

歳入歳出予算の総額が10億7,140万4,000円、前年度比で1億4,089万円、15.1%の増でございます。

議案第26号 令和6年度白井市水道事業会計予算。所管課は上下水道課でございます。

収益的収入及び支出の予算額といたしましては6億6,636万8,000円、前年度比で3,095万3,000円、4.9%の増でございます。

また、資本的収入及び支出のうち、資本的収入の予算額2,067万4,000円、前年度比で3,877万2,000円、65.2%の減。資本的支出の予算額8,017万7,000円、前年度比で2,466万4,000円、23.5%の減でございます。

議案第27号 令和6年度白井市下水道事業会計予算。所管課は上下水道課でございます。

収益的収入及び支出の予算額14億8,131万4,000円、前年度比で1,004万円、0.7%の増でございます。資本的収入及び支出のうち、資本的収入の予算額2億9,538万7,000円、前年度比で9,219万8,000円、45.4%の増。資本的支出の予算額4億1,358万9,000円、前年度比で9,014万2,000円、27.9%の増となっております。

議案の説明は以上となりますが、このほか、国の定額減税、それから給付金などの情報が、当初予算編成などには間に合っておりませんで、まだ国からの情報が来ていない部分もございます。また、当初予算編成に間に合っていない諸処の事情などから、補正予算を最終日に追加提案ということも、今現在、想定して準備を進めているところもございますので、そちらのほうも御承知おきいただきたいと思います。

長くなりましたが、説明のほうは以上でございます。よろしく願いいたします。

○柴田委員長 ありがとうございます。以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求める方はおられますか。

徳本委員。

○徳本委員 最後の追加で出される議案の理由をもう一度お聞かせ願えますか。

○柴田委員長 齊藤総務課長。

○齊藤総務課長 最終日で予定している補正の理由ですけれども、国の定額減税が予定されております。そちらのほうの実際の準備に係る情報というのが、まだ国から詳細が届いておりませんで、例えばシステム改修があるとか、そういったことも予定されておりますので、その部分の補正と、あとは給付金等、定額減税を受け切れない方への給付金というのも想定されておりますので、その辺を含めて今、準備を進めているというところでございます。

以上です。

○徳本委員 ありがとうございます。

○柴田委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 それでは、以上で説明が終わり、補足説明がない場合は、執行部の方は御退席願います。どうも御苦労さまです。ありがとうございます。

では次に、議会事務局長より、請願、陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明を求めます。

事務局長、お願いします。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから、請願、陳情、一般質問について御説明をさせていただきます。

まず初めに、請願について御説明をさせていただきますので、配付した資料の請願受理一覧表をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

今回、請願につきましては1件提出されております。受理番号1番、受理日は令和6年1月31日でございます。件名は「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」採択に関する請願でございます。請願者は、白井市池の上2-12-3、坂上暁氏でございます。紹介議員につきましては、久保田委員でございます。

請願事項は1項目でございます。読み上げますと、「パンデミック条約締結及び国際

保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政庁宛てに意見書を提出いただきたくお願い申し上げますという内容でございます。

次に、陳情について御説明をいたしますので、陳情受理一覧表をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

陳情につきましては、お手元に配付のとおり2件提出されておりました、うち1件が市内からの陳情となります。

まず1件目は、受理番号3号、令和5年11月28日に受理しております。件名は、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情。陳情者は行橋市議会議員、小坪慎也氏でございます。住所は福岡県行橋市上稗田1097-1。

陳情項目は1項目で、読み上げますと、年金制度の脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じることについて、国に対して調査及び改善の要望を挙げるものでございます。

2件目は、受理番号1号、令和6年1月29日受理でございます。件名は、白井市の保育運営に関わる地域格差を是正する仕組みの構築に関する陳情書。陳情者は白井市民間保育園連盟会長、富澤真史。住所は白井市折立618-10でございます。

陳情項目は1項目で、白井市内の保育の質の向上や保育士等の確保が十分に保証されますよう、隣接する地域との格差を是正する仕組みの構築をしていただけるよう国及び関係行政庁宛てに意見書を提出するようお願いいたしますということでございます。

続きまして、一般質問の御説明をさせていただきます。お手元に配付の一般質問通告書をお開きいただき、2ページ目をお開きください。よろしいでしょうか。

そうしましたら、一般質問につきましては、お手元の通告書2ページの一覧表のとおり、今回、14名の議員さんから28項目の通告を頂いているところでございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○柴田委員長 以上で事務局長の説明が終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 次に議長より、議案の付託委員会についての説明をお願いいたします。議長。

○岩田議長 執行部より、今定例会に提案予定されている議案につきまして、お手元に配付の付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。

以上です。

○柴田委員長 以上で説明が終わりました。ただいま議長より説明のありました議案の付託委員会について、意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、意見はないものと認めます。

議案の委員会付託については、議長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、議長説明のとおり、議案については付託することに決定いたしました。

次に議長より、請願、陳情の付託委員会等について説明をお願いいたします。

○岩田議長 今定例会においては、請願1件、陳情2件の提出がありました。

請願第1号でございますけれども、これは外交等のこともありますので、付託先を総務企画常任委員会をお願いしたいと思っています。

それから、陳情第3号につきましては、市外からの陳情となりますので、先例のとおり議長報告としたいと思えます。

陳情第1号については、付託先を教育福祉常任委員会をお願いしたいと思えます。

以上です。

○柴田委員長 ただいま議長より説明のありました請願、陳情の付託委員会等について、意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、意見はないものと認めます。

請願第1号の取扱いについては、総務常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、請願第1号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

陳情第3号の取扱いについては、議長報告とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、議長報告とすることに決定しました。

陳情第1号の取扱いについては、教育福祉常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、陳情第1号は教育福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、②会期日程及び議事日程についてを議題といたします。

事務局長より、会期日程（案）及び議事日程（案）について説明を求めます。

議会事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、会期日程（案）、議事日程（案）について御説明をさせ

ていただきます。

初めに、会期日程(案)について御説明をさせていただきますので、配付の会期日程(案)をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

会期につきましては、2月13日から3月22日までの39日間としております。

初めに、2月13日につきましては、会議録署名委員の指名、会期の決定、諸般の報告の後、報告第1号及び議案第1号から議案第27号についてまで一括上程、報告及び提案理由の説明、議案第1号から議案第14号及び議案第16号から議案第27号についての議案内容の説明、それから、議案第15号につきましては、先ほど初日採決をお願いしたいというお話がございましたので、こちらにつきましては、説明、質疑、討論、採決ということで、案のほうは作成させていただきました。

それから、一般質問につきましては、2月16日に5名、19日に4名、21日に5名でお願いしたいと思います。

また、2月16日の正午は、大綱的質疑及び総括質疑の締切りとなります。

次に、2月22日につきましては、議案第1号から第14号及び議案第16号から議案第21号について、大綱的質疑の後、常任委員会付託。

それから、議案第22号から27号の当初予算の議案につきましては、総括質疑を行い、予算審査特別委員会を設置し、特別委員会付託となります。

次に、2月26日、27日、28日、29日につきましては、各常任委員会の開催。

それから3月1日、5日、7日、11日につきましては、予算審査特別委員会の開催。

最終日を3月22日として、各委員会に付託された議案等について、各委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決をお願いいたします。

会期日程(案)は以上となります。

次に、議事日程(案)について御説明をさせていただきます。議事日程(案)のほうをお開きください。よろしいでしょうか。

日程第1、会議録署名議員の指名から会期決定、諸般の報告、報告1件、議案27件、請願1件、陳情2件及び一般質問となります。

なお、議案第15号につきましては、初日採決とのことから、当日の議事進行順に倣いまして、最後になりますが、日程第30、議案第27号の次に、日程第31として記載してございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○柴田委員長 ただいま説明のありました会期日程(案)及び議事日程(案)について、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 会期日程(案)及び議事日程(案)について、説明のとおり決定することについて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、説明のとおり決定することに決定いたしました。

議題2、予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

予算審査特別委員会の設置については、令和5年7月25日開催の第14回議会運営委員会において、決算審査特別委員会の設置についての協議を行った際、決算審査特別委員会の委員にならなかった議員については、翌年の予算審査特別委員会の委員とすることとするということが決定をされています。

この決定について御意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では確認します。予算審査特別委員会を設置するという事によろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 委員長の構成は、去年の10月の決算審査特別委員会の委員ではなかった委員の方をお願いします。参考までに、岩田議長、秋谷副議長、私、柴田、古澤議員、広沢副委員長、平田議員、荒井議員、武藤議員、根本議員、以上です。

では、これで、もう一つ確認したいことは、審査は開会中の審査とするということによろしいかどうかということです。これも会期日程で示されていますが、よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、意見はないものと認めます。

予算審査特別委員会の設置については、予算審査特別委員会を設置することとし、委員の構成は、令和5年度決算審査特別委員会委員にならなかった委員といたします。審査については、開会中の審査といたします。このように決定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

では、議題3にまいります。(仮称)白井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の検討についてを議題といたします。

初めに、議会事務局長より説明を求めます。

事務局長、お願いします。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから、議題の(仮称)白井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の検討について御説明をさせていただきます。

資料につきましては、今日は四つほど用意させていただいております。前回、概要は全協で御説明させていただいたのですが、少しおさらいの意味を含めて申し上げさせてい

ただきたいと思います。

配付させていただいた資料の1-2をお開きいただきたいと思います。少し真ん中ら辺が黄色くなっているやつになります。

こちらは先日、全員協議会のほうで報告させていただいたときに使用した資料に、一部色を着色した部分を加筆したものでございます。少しおさらいをさせていただきますと、概要の部分を御覧いただきたいと思います。

地方自治法が改正されまして、議員のなり手不足への対応として、議員個人と市との請負に関して、請負総額が年間300万円まで規制の対象から外れたということがございます。この改正を受けまして、議員個人の請負状況の透明性を確保するための制度創設が各市議会に求められているということでございます。

内容につきましては、該当する議員に請負状況というのを報告してもらいまして、それを公表するという制度の創設ということでございます。この件に関する白井市議会の対応について協議、御検討をお願いしたいというものです。

先日、全協で御説明した後に、何件か問合せを頂きましたので、少し補足をさせていただきたいと思います。それが(1)の地方自治法の改正のところでございます。すいません、自分の説明が悪くて、現状としましては、地方自治法が既に改正されております。改正分がこちらのほうに黄色で示されているものになります。

こちら、黒字で少し大きめで書いている部分が本文といいましようか、骨格の部分になりまして、基本的には市との請負があってはいけないということになっているのですが、二つ目の括弧書きのところで、アンダーライン引いているところなのですが、「政令で定める額を超えない者を除く」ということで、制限が解除されております。

その下に、地方自治法施行令の抜粋を入れておりますけれども、ここの政令で定める額というものが、300万円とするということで記載されておまして、この規定によりまして、300万円までは請負規制の対象から外れているということになっています。

御質問があったのが、市が条例をつくることによって、300万円までが請負ができるようになるかどうかというところの誤解があったようで、現状としては、市の条例があってもなくても、300万円の請負が可能と。ただ、今回御検討いただくのは、そういう事実があったときに確認ができる制度をつくっておくということでの今回の提案でございます。

以降、この法改正に当たりましては、附帯決議もなされておまして、それを受けて、資料にありますように、総務大臣からの、これはやったほうがいいですよということの助言、それから、全国市議会議長会から、こういう方向でできますよという助言がなされておまして、現在に至っているというふうな状況でございます。

続きまして、資料の1をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

本日御議論いただく内容につきましては、3点資料としてまとめさせていただきました。

1点目は、今回の提案の条例というのは、つくる、つくりたいは任意になっております

ので、まず最初に条例制定をするかしないか。2項目めとしましては、する場合についてのやり方について、1案、2案という形でしております。それから3点目としましては、いつつくるかということで、3項目まとめさせていただきました。

1項目ずつ、少し御説明をさせていただきたいと思います。それぞれ2択で検討できるような形で、資料のほうはまとめてございます。

まず1項目めとしましては、条例を制定するかしないか。内容としては記載のとおりになります。

次に、(2)として、条例制定をする場合のやり方につきましても、これも2案考えられまして、今回、議長会のほうから示されているように、新規条例を制定するという方法。それから、本市の政治倫理条例というのがございますので、こちらを改正して規定を加えるという方法が考えられます。

補足としましては、どちらのパターンを取るにしても、規定する内容に関しては変わらないかなとは思っております。

ただ、案の2の政治倫理条例を改正して規定を加えるという場合につきましては、現行の政治倫理制度が、先般、資産報告のときに少し話題になったように、市議会議員だけではなくて、市長、副市長、教育長などと一体の制度になっております。そういうことから、今回、この中へ、これを改正して、この項目を付け加えるとなったときには、制度間のすり合わせですとか、そういったものが必要になってくるというふうに考えられておりました。場合によっては、今回盛り込む内容以外にも、改正が必要になる可能性があるというふうに考えております。

それから、スケジュールにつきましては、案の1としては、令和5年度中の制定。案の2としては、でき次第というところでございます。

この違いは何かと申しますと、今年度中に策定する場合につきましては、この後、条例の内容については御説明はさせていただきますが、施行されてから、その前年度の分の報告を求めるという制度の立てつけを予定しておりますので、今年度中に策定をして、令和6年4月から施行させますと、令和5年度中からの請負がカバーできると。現状としては、そういう事例はないようですけれども、制度としては、改選があった部分からはカバーできるということが案の1になります。

案の2につきましては、該当する方が実際にはいないと考えておりますので、急がず、でき次第でもいいのかなということも一つ考えられるとは思いますが。

補足として書かせていただいているのは、条例の制定の仕方として、政治倫理条例の改正を選択した場合には、諸調整に時間がかかりますので、すぐにはつくれないかなというようにことを補足として述べさせていただきたいと思います。

まずの説明は以上になります。

○柴田委員長 ありがとうございます。今、局長から説明があったとおり、地方自治法が

改正されてしまっていて、とにかく300万円以下だったら議員でも請負ができるよと、市からの仕事を受けられるよということとは決定されているので、それに対して、市議会としてどうしましょうかということが協議のポイントになってくるわけなのです。

以上のことで、この300万円未満についての報告を求めるかどうか、その条例を制定するかどうかということが、まず協議ポイントかなと思いますけれども、このことについては御意見ございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 要は、法律のほうは改正されて、300万円まで請負ができるということでもありますから、透明性確保するためには、やはり条例をつくっておいて、報告をしたほうが私はいいと思っています。今後、起きるかどうかは別の話で、全体的に300万円というと、ちょっとした大きな講演やってしまうと、そこら辺になってしまうというところ、あるのですけれども、やっておいたほうがいいかなというふうに思っています。

○柴田委員長 ほかに御意見ございますか。

徳本委員。

○徳本委員 一応、法改正のことは理解できたので、説明で、三つ話し合うということなので、条例は制定する、そして、その方法としては、新規の条例制定のほうが複雑でなくていいなど、説明をお聞きして思いました。できれば令和5年度中の制定がいいなと思います。

以上です。

○柴田委員長 今、条例制定したほうがいいのかどうかをまず協議しているところなので、条例制定について、御異議は特にないと考えるよろしいでしょうか。どうでしょうか。

報告するための条例ということについては、御異議はないですか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、条例はつくるということで、決定ということでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 それでは、報告するための条例をつくるということにしました。

次は、どういう形の条例にするかということが次の段階となります。

今、局長から説明があったとおり、既に持っている政治倫理条例の中に加えるという方向と、新規の条例を制定するという方法があります。そして、政治倫理条例は、市長や副市長等も縛っている条例なので、議員の請負についての制定だけを政治倫理条例の中に入れ込むとなると、制度同士の兼ね合いとか調整とかが必要になって、すぐにはできませんということが一つ。

それから、新たに条例制定するとなると、その部分だけ、ひな形もたしか来ていましたよね。全国市議会議長会からひな形も来ているので、それに該当部分を当てはめて制定するというので、比較的簡単にできるという、そういう状況だと思いますが、皆様、御意

見ございますか。

田中委員。

○田中委員 案1の新規に条例を制定する、これがよろしいかなと私は思います。

○柴田委員長 ありがとうございます。徳本委員もそういう御意見ですね。

○徳本委員 はい。

○柴田委員長 ほかの御意見の方、おられますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 私も政治倫理条例ですと、全ての人を対象にしているので、議員だけの新たな条例制定がいいなと思います。

○柴田委員長 ありがとうございます。ほかに意見ありますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 分かりました。そうしましたら、新規の条例を制定するというので、一応決定ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、そのようにいたします。

そうしました場合、今度その説明。また追加で資料ございますよね。

もう一つありました。この3月議会中に議員発議で条例制定して、4、5月の資産報告に合わせた請負の報告が同時にできるように、3月中に制定するというのでよろしいですか。

○石井委員 今、スケジュールだよ。

○柴田委員長 3月議会中だと、さっき、次はいつまでに決めましょうかということです。

○石井委員 スケジュール。

○柴田委員長 スケジュールについて。

石井委員。

○石井委員 今日、3月議会の日程の発表がありました。この3月議会が長いというのと、あと、予算審議の議会であるので、予算特別委員会のメンバーも発表されましたが、柴田委員長が予算のメンバーにも入っていらして、議運の委員長までやっていらして、すごく強行スケジュールになるのじゃないかなという心配があるのです。

先ほど説明があったように、3月議会中に制定すれば、300万の請負をやっていた議員が、令和5年度の中から報告できるということですよ。でも該当がないということであれば、慌ててつくらなくてもいいんじゃないかと思うのですけれども。私は、だから、案としては、2番のほうの令和5年度中にとらわれず、でき次第でいいんじゃないかなと思っています。この議会の日程見たときに、本当に大変なんじゃないかなと思いますけれども。

○柴田委員長 該当者がいないのであれば、急いでやることはないのではないかと

意見が出ました。

3月議会中に制定ができると、ちょうど去年の改選された議員さんたちから対象に、報告ができるようになるからということも併せて考えての提案かなと思っているのですけれども。内容的に、新規の条例というのはかなり大変なものなのではないでしょうか。そこは今度説明いただけたところなのかな。

事務局長、お願いします。

○永井議会事務局長 中身の説明というよりは、予定している条例はこのぐらいのボリュームだということで御説明をさせていただきます。

本日、資料として、少し先走りなところもあって恐縮なのですが、資料2と資料3というものを御用意させていただきました。資料2につきましては、条例の案といいますか、こんなふうに考えられるという案をお示しをさせていただいております。

こちらをお開きいただきますと、全体の条例としては5条、A3で用紙のほうは作っておりますけれども、2ページ分ぐらいの分量となっております。この資料でいきますと、青で少し色づけをしているところが、白井市議会における条例の案ということで、今考えて案をまとめたものでございます。

あと、条例だけではなかなか運用し切れない部分がございますので、細部を決めた規程というものも一緒に御用意させていただいております。それが資料の3になります。

こちらをお開きいただきまして、右から2列目のところ、青で着色している部分が、条例を補完する規程の案というようなことでございます。こちらにつきましても、全部で6条程度のボリュームの内容となっております。それぞれ全国市議会議長会のほうから例が、ひな形が示されておりまして、それを少し本市に合うような形にアレンジしたものを今回、青で着色した部分としてお示しをさせていただいております。

条例のボリュームとしては、条例としては5条、それを補完する規程については6条ぐらいの構成になるというふうな状況でございます。

○柴田委員長 ありがとうございます。

説明していただいたような内容なのですけれども、では制定の時期について、改めて、こういう案が示されている中で、どう扱うかということをもう一回協議したいと思いません。ご意見ありますか。

議長、お願いします。

○岩田議長 先ほど説明がありましたように、地方自治法が改正されまして、市との請負契約ができることになりました。できることになってというか、300万円まではできると。

ただ、そうはいつでも、本当に300万円未満なのかどうかというのは、本人から確認しなきゃ分からないわけですから、しっかりと透明性を担保するためにも、この条例は早く制定したほうがいいと思います。

というのは、もちろんそれまでの改選前の議員もそうですし、それに今回新しくなった

議員も含めて、いつ市との契約があるか分からないわけですね。そうしますと、それを担保するためにも、早くつくったほうがいいと思いますし、それから、もう事務局のほうで白井市議会に沿った案をつくっておりますので、できればこの後、事務局長のほうから説明をしてもらって、それから、それを持ち帰って検討して、もう一回、次に会期中にやれば、ほぼほぼできるのかなと思っていますが、できればこの後、1回説明を受けたほうがいいと思います。

以上です。

○柴田委員長 意見、特にございませんか。

1時間たちましたので、10分ぐらい休憩して、その後、改めて事務局長から説明受けたいと思いますので、それまでに、意見がもしある方は、休憩の後に御発言お願いいたします。

あの時計で11時10分再開とします。暫時休憩します。

[休憩 1 1 時 0 2 分 再開 1 1 時 1 0 分]

○柴田委員長 会議再開いたします。

議会事務局長のほうから詳細説明してもらおうとは思いますが、案のほう、その前に御意見があればお願いしますとさっき言っておいたので、御意見ある方はお願いいたします。

石井委員。

○石井委員 説明を受ける前に、スケジュールの話は今しているのだと思います。スケジュールのことで、私が先ほど慌てなくてもいいんじゃないかというふうなお話をしたのは理由がありまして、新しく条例をつくるということなのですね。この条例のひな形はできていますから、そのひな形のとおりやればいいですよという話なのですね。私は、この条例は全議員に関わる条例だと思うのです。

全議員に関わる条例は、やっぱり一つ一つ、第1条はどういうことを言っていて、第2条はどういうことを言っていて、第3条は、自分に対しては、どういうふうに受け止めたらいいかということ、全議員18人が一人一人が理解しなきゃ、条例をつくった意味がないと思うのです。それには、その前に地方自治法との関連のこともあります。こういったことを議運の中だけで決めるのではなくて、全員の議員さんたちにも説明していただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけです。

だから、今日説明受けて、次、もう一回議運やって決めようねというような話ではなく、条例をつくるからには、全議員が一つ一つの条例の中身を十分理解した上で、運用がスムーズにできるようにしていただきたいなというふうに考えていますので、スケジュールはいいのですけれども、それができて、3月最終日に決定することができるのであれば、

それでも構わないと思います。ただ、十分な理解を全議員がするというのをぜひお願いしたいと思います。

○柴田委員長　そういう意見が出ましたけれども。

　　広沢副委員長。

○広沢副委員長　石井議員に考え方の確認ですけれども、今まであったものよりも緩める条例の制定になるという内容になっていますが、それを踏まえても、そのようなお考えなのでしょうか。

○柴田委員長　石井委員。

○石井委員　そうなのです。今の議会は3分の1が新人の皆さんだし、地方自治法を含めて、まだまだ自分たちに条例が、何がどんなふうにはまっているのかというのは、自分ごととしてなかなか捉えられないところも多いので。私は今回、議運の中でまず説明を受けたら、できれば全員協議会か何かのときに、全議員さんに、この条例の中身のことも説明していただいて、全議員が納得した上でつくりたいなというふうに思っています。

○柴田委員長　どうですか、広沢副委員長。

○広沢副委員長　重ねて申し上げますけれども、これは、法改正が行われたということなので、これを変えていくということは必要だということで、ここでは意見が一致しております。内容を理解してもらうことと制定することというのは、別に考えることもできると思うのですけれども。要は、制定すべきものを制定した後に、全協で説明をしていただくということも可能かと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○柴田委員長　石井委員。

○石井委員　全議員に関わる条例であれば、全議員が条例の中身を承知した上で制定したほうがいいんじゃないかなと考えます。

○柴田委員長　ほかに御意見ありますか。

　　徳本委員。

○徳本委員　私も先ほどの議長の考えに賛成で、3月議会中というのは変わらないのですけれども、その理由として、延ばしてしまうと、報告、必ずしも義務じゃないという時期が生まれてしまうというのは、あまりよくないと思うので、そこはなるべく早くというのが。定めるからには、漏れの無い期間で、漏れるところがないのがいいと思いますので。それで石井委員の言うように、みんなが理解したほうがいいというのは、もっともだと思うので、みんなが理解する機会を得た上で、中身審議して、3月議会中というのが一番いいかなと思います。

　　以上です。

○柴田委員長　石井委員。

○石井委員　徳本委員のおっしゃるとおりだと思います。別に時期を何が何でも3月中に決めようとか、何が何でも別に3月中に決めなくてもいいとか、そういうことを言って

いるのではなくて、要は全議員がこの条例の中身がきちんと理解した上で、制定しようよということが言いたいわけです。

今、日程を見ますと、3月11日に予算審査特別委員会が一段落します。その後、約1週間、閉会まで時間があります。この1週間の中で説明なり、条例を決めるなりすることはできると思うので、委員長、大変だとは思いますが、委員長は予算審査特別委員会のほうも兼務していますので、議運の委員長は大変だとは思いますが、委員長が無理でなければ、3月22日の最終日に提案できるようなスケジュールでも、大丈夫であればいいと思います。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 今の石井委員の御意見に賛成します。

○柴田委員長 ほかの委員の方、よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 さっきの休憩のときには、文言ができているのだから、そんなに時間かからないよねというだけで終わっていたものですから、慎重に皆さんと相談して、他の方々とも勉強しながら、この3週の休会、これをうまく利用して、あくまでも3月中に出しましょうという決め方でいいのかなとは思いますが。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 先ほど石井委員がおっしゃった日程なのですから、この委員会で提案するとなると、日程がたしかこの日では駄目だと思うのですけれども、どうですか。提案者として提出する期限。

○柴田委員長 意見書やなんかは、少なくとも3日前とかだから、そこまでに決まっていればいいのかと思って。

○長谷川委員 大丈夫ですか。

○柴田委員長 そういう日程はありだと。発議だと3日前なので。

○長谷川委員 意見書じゃないので大丈夫だと。

○田中委員 そこだけの確認だね。

○長谷川委員 発議案じゃないから大丈夫。

○柴田委員長 それ、ちょっと確認したいと思いますが。

○長谷川委員 該当しないということであれば問題ないのですけれども。

○柴田委員長 意見書を出すときの議員発議は、大綱的。

○田中委員 意見書じゃないから。

○柴田委員長 意見書じゃなくて条例制定の発議だから、それはまた別なのではないかと思いますが。

○長谷川委員 であれば大丈夫です。

○柴田委員長 それでよろしいのではないかと思います。

○田中委員 確認取らなくていいですか。大丈夫ですか。

○柴田委員長 この間決めたのは、議員発議の意見書についての制限だったと思いますが。

事務局長。

○永井議会事務局長 従来は、申合せの5ページになるのですかね。申合せ集で、最終日より2日前に提出される発議案及び緊急性のある発議案を議会運営委員会に諮るか否かは議長判断とするという部分で、2日前というふうな明記されていました。先日、発議案が出る場合に関しては、すいません、手元が資料が残っていないのですけれども。たしか前倒しで付託日ということで、なったと思います。

今ある部分というのはその二つというところで、今回の仮に条例案を出す場合は、どれに該当するのかということ、なかなか読み解きが難しい部分があるのですが。例えば議員有志で上げてくる部分については、当然、その内容を理解するための時間が必要ということになるので、早めというところはあるのですけれども、こういう委員会で議論して出来上がった案という部分が、その適用をさせるのかどうかというのは、一つ、一考の余地があるかなというふうには考えているところです。

以上です。

○柴田委員長 ということで、この間決めたのは、議員発議の意見書の提出の締切りが大綱的質疑の日というふうに決められたけれども、このような条例の、議運で制定する委員会で発議するような場合は、また別だというふうに考えるということになりますが、そういう解釈で皆様よろしいですか。この間、付託の日までに意見書提出ということにしましょう、みんな勉強する時間が必要だからということで賛成した方も、今回については、また別であるということでもよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 長谷川委員、そういうことで、皆さんよろしいというふうになって。

○長谷川委員 分かりました。理解しました。

○柴田委員長 となりますと、議員発議でできたら、今までの意見をまとめますと、できたら、やっぱり3月議会の最終日に議員発議ができるといいと。

しかし、それまでに、私たち議運のメンバーだけではなく、皆さんがきちんと自分のこととして理解ができるように、きちんと局長からの説明、条文についての中身についてまで、きちんと説明を受けて、皆さんが納得した上で発議ができればいいと。

ただ、その時間としては、予算審議が終わって、閉会日までの1週間強、その間に最終的なまとめをするべく、そのために皆さんに説明する場を設けたいというような形になりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 ということで、取りあえず今日、条文の内容を説明していただきまして。

今日って全協ありますけれども、今日はその時間あるのですか。全くない。改めて皆さんに説明を。

議長。

○岩田議長 まだ決まっていないものを説明する。今日、委員長報告でこのことは説明するでしょうけれども、全協では特にやる予定はないですけれども、このことについて。

○柴田委員長 もちろん今日の今日だから、そういうふうに言われるかなと思いましたけれども、もしこれで決定して、皆さんに理解をしてもらうようにやりましようとなったときに、今日は議運の報告でしかないから、それ以上のことはできないということですね。では改めて、全協なりを待たなくてはいけないということになりますね、期間中に。

議長。

○岩田議長 まず議運でこの条例を決めてもらって、決まった後に説明するというのがありますけれども、まだ協議の段階で説明する必要はないと思うのです。

○柴田委員長 石井委員の言っているのは、そういう話ではないと思いましたが。議会で、制定することについてはいいのだけれども、制定に至るまでに、皆さんがちゃんと理解をする場を設けたいという意味だと私は受け取ったので、条例案が出来上がってから皆様に説明というのではないかなと思いましたが。

議長。

○岩田議長 条例策定の過程で意見を聞くことはいいですけれども、まずこれを決まって、説明して、周知、理解、要はこの条例はこういうことだということで理解をしてもらうことは必要ですけれども、その前にももちろん意見を聞くことは必要ですけれども、全員協議会の中で、この条例について協議することは考えておりません。

以上です。

○柴田委員長 全員協議会の中で協議ではなく、説明する場をどうやって設けられるかということです。

議長。

○岩田議長 それは、この中である程度決まった後で説明の機会はありますけれども、それは局長のほうからなのか、委員長か分かりませんが、その場は設けますけれども、今いつだとか、そういうことは、まだ協議の過程の中で、今、全員協議会でどうするという話は、私のほうからは答えられません。

以上。

○柴田委員長 分かりました。そういうわけである程度成形しないと、皆様に説明もできないような感じです、今の言われようだと。私はそのようには受け取っていませんので、早めに、成形される前に、こういうことだよということを説明してもらったほうがいいかなと。

○岩田議長 全く協議してないじゃないの。

○柴田委員長　ということであれば、局長、中身について、今日説明いただいたほうがいいかなと思います。

○岩田議長　まず説明してもらったほうがいい。

○永井議会事務局長　今後のフローといいますか、どういう進め方になるかというところで確認をさせていただきたいのですけれども。全協への説明というのが、どのレベルでの説明か。例えば今日御説明をした案の説明と同じものということであれば、今後、例えば議運で中身の議論に入る前に、説明をするという意味なのか。3月以降に組むとなった場合に、通常ですと、議運をやって全協で報告というスタイルなのですが、今回、例えば先に全協ということになりますと、全協で説明した後に議運で、次、中身を詰めていくという流れになると思うのですけれども、そここのところの進め方の確認をさせていただきたいと思います。

○柴田委員長　つまり、今局長がおっしゃったのは、今日提示している条例案を皆様に全協で説明して共有した後に、議運で決めていくということにするのか、議運で説明を受けた後に、それを皆様に共有してもらうために、全協なり何なり、みんなに集まってもらって説明をする、どちらですかということですか。

○永井議会事務局長　平たく申しますと、今日説明して、全協で説明するまでは、中身の議論に入れないのかどうかということを確認したかったのです。

○柴田委員長　石井委員。

○石井委員　混乱させちゃって申し訳ないのですけれども、今日あらかた説明していただいて、中身の議論も議運でやるのだと思うのです。それは議運でやっていていいのですけれども、最終的にこれで行きましょうと決定する前に、全員の議員さんたちに、中身も含めて、こういうことなのですよということを説明していただければいいんじゃないかなというふうに私は理解したのです。

要は、全員協議会で協議をするんじゃないし、そこで意見を求めるものではなく、こういう条例をつくりますよということを理解していただくという意味ですので、順番がどうなるかという、まず議運じゃないかなとは思っていますけれども。

○柴田委員長　分かりました。要は今日、局長から条例の内容まで説明をいただいて、その後、取りあえず今日も全協で報告しますし、その後、理解をするための説明の場というのをまた別途設けましょうと、議運の中で。そういう流れになるかなと。

皆さん、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長　それじゃ、予定どおりというか、中身の説明についてお願いいたします。局長。

○永井議会事務局長　それでは、条例の案についての御説明をさせていただきたいと思います。資料の2をお開きいただきたいと思います。

まず、この資料の見方なのですけれども、全部で列としては4列ございまして、一番左方が、白井市議会議員の請負状況の公表に関する条例（案）ということで、こちらのほうが事務局で整理させていただいた本市議会の条例案になります。その隣が、議長会から示されましたひな形ということになります。その隣に、3列目に関しましては、議長会のほうから、各条文に対しての逐条の解説がございまして、それを記載してございます。それから最後に備考の部分なのですけれども、ここは主に議長会の例と、今回お示しさせていただいた市の例で変えている部分、こういった理由で変えていますということの補足説明を記載してございます。

まず条例につきましては、これから中身に入りたいと思うのですが、ざっとどういうことが規定されているかと申しますと、1条は目的、それから、2条については報告について、それから3条については、報告があったものの一覧表の作成と公表、それから4条につきましては、報告等の保存期間ですとか閲覧等に関する決め事。5条は、この条例で決め切れないことを規程で定めますという委任規定ということになります。ボリュームとしては、このぐらいの条文数になります。

まず、1条の目的のほうからでございますけれども、これは、この条例の目的ということでございまして、後段になりますけれども、請負の状況の透明性の確保をもって、議会運営の公正、それから事務の執行の適正を図ることを目的としておりまして、ここは特に変わるものではないかなということで、そのまま議長会の例をなぞらせていただきました。ここでは〇〇となっているところを白井市、それから、議長会の例では〇〇というのが2回続くのですが、白井市の場合は、こういう場合には、二つ目は市という形に統一しているようなので、それに合わせた形で、最初だけ白井市という言葉を入れてございます。

2条は報告についてということで、ここが一番核の部分になると思うのですけれども、ここでは報告のまず時期、それから、いつ、誰が、何を報告するというようなことを示しているものになりまして、例としましては、毎年6月の1か月間の間に、前年度、例で申しますと、仮に令和6年6月に施行されていると申しますと、令和6年6月の1日から30日までの間に、令和5年度の請負について報告しなさいというような読み方の、そういう立てつけの内容になっています。

報告する内容につきましては第1項で、請負というのは契約が細かくありますので、案件ごとに提出しなさいということが第1項になっています。まずは請負の内容について、この書き方としては、対象とする役務、物件等ということで、委託なのか、単に物の販売なのか、あると思うのですけれども、その内容。それから、イとしましては、契約の締結日、いつ締結したものか。それから、ウとしては契約金額です。これ大事な部分になるのですけれども、それから支払いを受けた総額ということで、これは複数年の場合もあったりするので、こういうまどろっこしい書き方にはなってくるのですけれども、その前年度に支払われた金額が幾らですよということが、このエになります。

それから第2項につきましては、請負というのが、契約が複数請け負う場合も想定されますので、1項の請負は契約ごとに提出しますので、その総額が幾らになるということが、フォローするために第2項が用意されております。それで、6月の1か月間に、契約のこういった内容ものを報告しなさいよと、それについては契約ごとありますので、総額も併せて報告しなさいというような内容になっています。

それから、次ページになりますけれども、第1号でしたね、失礼しました。2ページ目の一番上が第2項になります。こちらは報告いただいた報告書に訂正がある場合には、きちんと訂正しなさいという内容になっております。

それから、第3条につきましては、今度は提出があった後の処理のことについてでございます。こちらでは、議長は前条1項による報告、2条による報告があった場合には、一覧表を作成して公表しなければならないということを定めてございます。

それから、第4条につきましては、今度は提出があったものの保存の期間だとか、閲覧等に関する記載ということで、まず第1項につきましては、保存の期間ということでございまして、ここは議長会のほうではブランク、よきに計らえということなのですが、ここでは5年とさせていただきます。この理由としましては、政治倫理条例における資産報告書が、保存が5年ということなので、こちらと合わせて5年ということで、例のほうは作成させていただいたところでございます。

また、第2項につきましては、この文書については閲覧、それから写しの請求ができるということを記載してございます。基本的に、まず公表するのは一覧表になりますので、提出いただいたそのものを公表するわけではないので、それを見たいという場合については、申請が必要ですよという意味合いで受け止めていただければと思います。

それから、5条については委任ということで、ここに書き切れない書式の関係だとか、そういったものは別に規程という形で、今、御用意はさせていただきますけれども、定めるといふふうなことでございます。

あと、補足ですけれども、この条例はいつから施行するかということなので、公布の日からという形にさせていただきます。いつから適用するというのは、ここでは今年度中の策定を想定した形で、令和5年という形に仮置きをさせていただきます。

条例の内容につきましては以上になります。よろしく申し上げます。

○柴田委員長 今、条例のほうの説明をいただきました。確認したいこととかありますか。

私、確認したいのですけれども、資産報告なんかの提出が5月でしたっけ、4月でしたっけ。

○永井議会事務局長 5月。

○柴田委員長 5月で、こちらが6月になっていますけれども、そこは合わせなくて、出納閉鎖期間の関係から6月になったということで、ばらばらでいいのでしょうか。

事務局長。

○永井議会事務局長 今おっしゃったとおり、出納閉鎖期間というのが役所の場合ございまして、例えば年度末に終わっても、支払いが場合によっては4月、5月に回ってしまうケースもありますので、年間の支払いというのが確定するのが5月31日ということになろうかと思っておりますので、それが締まった後の提出ということで、このような形で例をつくらせていただいたところでございます。

以上です。

○柴田委員長 ほかに聞くことはありますか。

○石井委員 一回、協議会にしてもらってもいいですか。

○柴田委員長 では協議会にいたします。

〔休憩 1 1 時 3 5 分〕

協議会開催

〔再開 1 1 時 4 1 分〕

○柴田委員長 では会議再開します。

今、条例案について局長から説明いただいたのですけれども、次、それに関する規則の案文が来ていて、考えてくださっていますので、局長に説明いただきたいと思っております。

局長、お願いします。

○永井議会事務局長 それでは、資料3をお開きいただきたいと思っております。

最初に、この資料の見方を御説明をさせていただきます。

今回御審議いただきたいと思っていた規程の案につきましては、青く着色した部分になります。こちら、先ほど条例で、第5条で、決め切れないものは規程で定めるとなっておりますので、それを受けての内容となっております。

一番左端が条例の案ということでございます。これを受けての規程ということで、横に並べてございます。2列目のところが今回御用意させていただいた案、それから3列目につきましては、議長会から示された案になります。それから四つ目の列につきましては、先ほど同様、議長会のほうから解説が示されておりますので、それをその項目ごとに表に入れ込んでございます。最後、備考が、議長会の例と白井のほうの案の差異がある部分についての説明ということになっております。

この規程につきましては、どんなものかと申しますと、まず最初に1条が趣旨、それから2条が報告ということになっております。それから3条が報告の一覧の訂正、4条が報告等の閲覧、それから5条が報告等の写しの交付の請求、それから6条が期限等の特例ということで、あと、附則といったことでの6条構成となっております。

1ページ目にお戻りいただきまして、まず第1条からですけれども、こちらについては条例、名前は仮置きになっておりますけれども、施行について必要な事項を定めるという趣

旨の規定になっているということでございます。

それから2条目の報告なのですが、条例の第2条で報告を求めておりますけれども、これの書式と方法とを定めている内容となっております。読み上げますと、条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、別に議長が定めるものにより行わなければならないというようなことで書いておりました。基本は請負状況等報告書という書式、ここで添付していないのですけれども、書式がございまして、それに記入したものを提出いただく、あるいは、今、具体的に中身は決めていないのですけれども、電子通信によってできるというようなことを規定している内容になっています。

それから第2項につきましては、報告があったものの訂正についてを記載しているもので、中身については第1項と同じになります。

それから第3条は、報告の一覧の訂正についてということなのですが、条例によって、訂正があった場合には報告しなければならないということになっておりますけれども、この場合、訂正する場合については見え消しで消すようにということが第3条になっています。経過が分かるようにということで、差し替えではなくて見え消しで直すということになっています。削った部分を読むことができるように残さなければならないという決め事になりまして、実務では見え消しというふうな言い方をしておりますけれども、そういったやり方で取るというようなことでございます。

次に、2ページ目に移っていただきまして、報告書の閲覧ということが第4条になります。

まず第1項につきましては、閲覧が可能になる時期と場所についてを記載してございます。こちら、議長会のほうでは、何日後から見られますよとかはブランクになっていまして、こちらでは一応、30日とさせていただいております。

これをもう少し説明させていただくと、今回、報告をすべき期限の翌日から起算していつからできますよということなのですが、6月30日が基本的に、条例そのまま通ったとすれば期限になるのですけれども、そこから内容の確認等を行った上でないといけないということで、正直、どのぐらい時間かかるのか分からない部分もございまして、一応そのように1か月ということで、30日とさせていただいております。ですが、30日経過したら、議長が指定する場所、時間において行うことができるということにしております。

2項では、それを公表しなければならない。それから、第3項につきましては、閲覧する場合については、その場所から持ち出しちゃいけませんということを書いてございます。それから4項については、丁寧に扱うことということが書かれています。それから5項に関しましては、こういったルールを守らなかった場合には、閲覧を中止することができますよということが書かれております。

次は、第5条が、報告書の写しの請求ということでございます。これについては、請

求があれば写しを交付することができるということで、規定を設けてあります。

こちらに関しては、写しの作成に要する費用は、当該請求した者の負担ということで、コピー取った場合には本人負担ですよということでございまして、考え方としましては、個人情報のおきもそうだったのですが、直接この規程に金額を書き込まずに、情報公開条例で、1枚コピー代は10円、その他は実費というふうにありますので、そちらを運用するという形で、案のほうはまとめてございます。

それから3ページ目、行っていただいて、第6条は期限等の特例ということで、これは、6月30日が休みの日だった場合には、その翌日を期限とするということを書いている内容になります。ですので、書き方としては、白井市の休日を定める条例に定める休日というのが、土日だとか、国民の休日とか、決められているのですけれども、その日に当たった場合には、翌日、例えば7月1日にしますとか、そういったことの読替規定になっております。

最後、附則につきましては、公布の日からということで、条例に合わせて、ここでは5年4月1日からという部分を仮置きさせていただいております。

規程については以上になります。

すみません、様式つけていなかったのですけれども、書式については、前回の全員協議会でお配りしたときの資料につけてございまして、御確認いただく場合には、1月22日の全員協議会のフォルダーを開けていただくと、自治法改正により、議員のという資料がございまして、今日つけておけばよかったのですけれども。

○柴田委員長 これだ。

○永井議会事務局長 そこまで、すいません、頭回ってなくて。

○柴田委員長 いえいえ。

○永井議会事務局長 この資料の11ページ目あたりから、書式の例が載せさせていただいております。

○柴田委員長 条文の解説までついてますね。ありがとうございます。よく分かりました。

要は規程というのは、条例がちゃんと決まれば、規程はついてくるのだなと思いつつ聞いていたのですけれども、以上で説明は一応終わったのですけれども、先ほど協議のときに出ていたように、300万円というのは一体どういう場合なのだろうとか、あと、具体的にどんなふうにしたらいいのだというのが、一人一人、少し考える時間があつたほうがいいかなとも思いますので、一応これを基本にして進めていくということにはしますが、もう一回持ち帰っていただいて、話し合ったりしていただいて、また改めてどうしようというのは、協議の場を持ったほうがいいなとは思いますが、どうでしょうか。

私たちは今、解説いただいたし、協議もしたので、だいぶ理解が進んだとは思っております。

けれども、これをもう一回、皆さんに説明をしてもらう場を設けるというような進め方でいいでしょうか。それまでに一応見ておいていただいて、疑問なり何なりあれば提出していただくとか、考えてもらうとかというような期間、そういう期間を持って、その上でもう一回説明をってもらうということにしたらどうかなと思いますけれども、どうですか。

長谷川委員。

○長谷川委員 要は全協で説明をした後に。

○柴田委員長 全協では取り上げないようなので。

○長谷川委員 この内容ですよとした後に、疑問点があれば今度、会派なりの人たちから議運のなっている方にぶつけてもらって、それをここへ上げるという形ですか。

○柴田委員長 でも、石井委員はみんなに、同じ説明を受けて認識を共通して考えてもらいたいという意図があったと思うのです。だから、そういう場をまず設けるということかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

だから、そのときに、それまでに一応見ておいてもらって、疑問なり何なりは、そのときに提出してもらうなりしたらどうかなと思うのですけれども、どうですか。改めて皆さんに集まってもらう場を設けますか。それとも会派に持って帰って、それぞれでやって、ここでまた持ち寄って、協議会にしてやりましょうということでもありだと思えるのですけれども。

長谷川委員。

○長谷川委員 説明は、私の考えですけれども、していただいたほうがいいと思うのです。その後で、疑問点なり何かあれば提出していただく方法がいいなど、今見た感じで思うのですけれども、どうですか。

○柴田委員長 みんなから聞いていたら、まとまりがつかなくなるということもあるのかもしれないね。日程的にどうしましょう。一応、皆さんにこういった感じの説明を一回してもらう場を設けるということではよろしいですよ、そこまでは。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 そうしたら、2月の22日の総括とかした後に、ちょっと時間をもらうとか、そんなようなスケジュールかなと思いますけど、どうですか。そこで皆さんに改めて説明してもらって、皆さんでもんでもらった上で、予算が終わった後にまとめ上げていくというような形じゃどうかなと思いますけど、どうですか。何かアイデアありますか、ほかに。

田中委員。

○田中委員 さっき議長のほうから、議運で決めてから出すみたいなお話ありましたですよ。違いました。

○柴田委員長 それについては、条例を出すことには決定したけれども、中身についてちゃんと皆さんで共通で認識を持った上で、決めていきたいと思いますという形になったのかなと、私は思っていたのですけれども。

田中委員。

○田中委員 中身も決めた上でというお考えなのか。

○柴田委員長 私はそうじゃないと思っていたので、だから、そこが議長とは違うところなので。

○田中委員 そこを議長にお伺いさせてもらっていいですか。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 議運のほうから議長宛てに、皆さんに説明してくれという要請があれば、そういう場を設けますけれども、これは議運に託された、議運の委員長から出す条例ですから、何も無いのに、ただ単に全協を開いて、今と同じような説明をするということは、私は考えていません。

本来であれば、まず一回、今説明がありましたから、それに対して議運のメンバーが質疑なり、何か確認を求めた上で出すのもそうですし、そうじゃなくて、今日あったことと同じことを全員に説明してくれという要請があれば考えます。だけれども、私のほうから、これを全協で説明しようという考えはありません。

以上です。

○柴田委員長 ということです。なので、私たちがどうするかを決めるということで、先ほど話がまとまったところでは、最終的な決定の前に、皆さんにこういうことだよと一人一人に説明した上で、最終的にこういうふうにしますよという流れかなと私は思ったのですけれども。

○田中委員 しつこくて申し訳ないです。

○柴田委員長 いえいえ。

○田中委員 例えばなのですけれども、事務局のほうから出ている青いところ、これが今日の委員の方々から、これでいいんじゃないのということになれば、それはそれで決定という考え方になって、それで説明した上で、それは本式な決定ではまだないですから、その上で議長のほうにお願いして、皆さんに説明する場等をつくった上で、最終的に議運のほうで最終決定するというような形は取れるのでしょうか。

○柴田委員長 一応、今日のこの提示されたものをそれぞれ持って帰って、考えて。

○田中委員 じゃなくて、今ですよ。

○柴田委員長 今。

○田中委員 私が言っているのは、せっかく今説明を受けました、頭の中に少し以上入っているわけですから、この文言で1回目の仮の提出ですよ。で、よろしいですか、よろしいです、では議長、説明の場を頂けませんかというような形で進めるということができるかどうかです。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 私、今、説明受けて、変えるべきところというのは見当たりませんでし

た。そこでもし、ここで皆さんの意見を伺って、それでよければ全協で、こういうふうに議運で説明を受けて、これで行きたいということをお話をして、説明をしてもらって、何か疑問点等あれば、それを受けて、もう一回考えてもいいのですけれども、基本的にこれ、変えるような内容じゃないと思うので、説明をしていただいて、皆さんの同意をおおむね得られれば、これで発議案を出しますということで進めていければいいと思うのですけれども。

○柴田委員長 石井委員、どうですか。

○石井委員 今、1月22日に出された全員協議会の資料を見ていたのですけれども、これ、全員協議会のときに、あらかじめ説明していただいたのでしたっけ。

○柴田委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 最初のほうの数ページは御説明させていただきましたけれども、あとは御確認くださいということで、内容は言うておりません。

○柴田委員長 条例案を今、説明受けて、お二人、田中委員と広沢副委員長からは、物すごく変える必要はあまりないので、ここで合意が取れば、これで進めたいということで提示した上で、この間全協で入っていた資料も含めて、皆さんに説明の場合を設けてもらうというのはどうか、基本的にはこれで進めたいのだけれどもというところまで進められそうだなという御意見ですけれども、どうでしょうか。

石井委員。

○石井委員 今、全協の資料を見ていて、自分がチェックをいろいろとしてあったので、説明受けていたかなと思ったのですけれども、これ、見ておいてくださいねといっても、なかなか見ていない議員さんも多いんじゃないかと思います。

今聞いた説明で、私もこれでいいなと、随分すっきりしているし、あんまりごちゃごちゃしていなくていいなと思いましたので、広沢議員おっしゃったように、直すようなところとか、そういったところはないように思いますので、これはこれで、仮にというか、このパターンでいいでしょうねみたいな感じで私も思います。あとはもう一回、全員協議会で、全議員さんにこの説明をしていただければ、あとは皆さんのほうから質問があれば、また議運のメンバーに託していただいて、議運でもう一回検討して決定でいいのかなと思ったりします。

○柴田委員長 徳本委員も先ほど賛成とおっしゃって。

○徳本委員 はい。

○柴田委員長 長谷川委員もそれでよろしいですか。

○長谷川委員 今の説明受けた中で一つだけ疑問点があって、こういう場合どうするのだろうというのがあるので、そこだけ確認したいのですけれども。文書による提出については、コピー代を徴収するというふうに書いてあるのですよね。電磁的記録に関しては、電磁的記録からコピーを取るということは可能でしょうか。

○柴田委員長 具体的なことですね。

局長、お願いします。

○永井議会事務局 規程の5条の部分でしょうか。

○長谷川委員 はい。

○永井議会事務局 実際には、電子データでのやり取りというのは、現状としては想定できていない部分がございます、今、幾らですよというところが申し上げられないのですけれども、情報公開の制度ではそういったケースもあろうかと思imasるので、そこを考え方を合わせていきたいというふうに思っています。すいません、明確な回答にはなっていないのですけれども。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 記録の方法にもよると思うのですけれども、要はPDFで保管してあれば、それを印刷することはできると思うのです。だから、そういったときは10円のお考えになるのでしょうか、電磁的記録から取り出すことができないということが想定されるかどうか、私の中で今、思いつかないので、そこをどこかで補完しといたほうがいいかなと思ったのです。

○柴田委員長 局長。

○永井議会事務局 すみません、今日、そこについての明確な回答は持っていないのですけれども、規定の仕方として、5条ですと、例えば通信利用する方法であって、別に議長が定めるものにより行わなければならないということなので、そういった電子なりでやるときには、どういうやり方を取りますよということは、きちんと別に定めなければならないというふうには考えております。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 要は、この電磁的で作成されたものをアナログのコピーではなくて、電磁媒体でコピーして渡すということが想定されるかなと思ったので、それを質問しているのですけれども、そういった方法は、議長が定める方法によるという解釈でいいですか。

○柴田委員長 局長。

○永井議会事務局 ルール化に関しましては、定めるということで、定めなければならないと思うのですけれども、考え方としては、情報公開条例のほうの運用と合わせて、そちらのほうを確認しながら整えていきたいというふうには思っています。

○長谷川委員 了解しました。

○柴田委員長 まだあります。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 そうしましたら、今のところについては、情報公開条例との整合があるから、少し考えなくちゃいけないポイントかなとは思いますが、基本、今の条例と、それに付随する規程で進めていくということで、皆様、大体合意が取れたと思います。そ

れでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 そうしましたら、これで進めていくつもりですということで、併せて全協でも提示されている資料も含めて、一度皆さんに説明の場を持っていただき、これで進めますというコンセンサスを皆さんでやると、決めていくというふうにできたらいいと思いますので、そのように取り計らってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これは、一応これでよろしいですか。ほかにこれが気になるところとかあれば、今承りますけれども。また読んでいくうちに、きっとこれはというのが絶対出てくると思いますので、それは、その都度解決していくようにすればいいかなと思います。

では、12時になってしまったので、議案としては条例改正とか残ってしまったのですけれども、これ以上は進めるのは無理かなと思いますので、今日はここまでにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 また次、機会、ぜひ持ちまして、検討している項目について、あと、常任委員会の内容についても、あと残っているの二つですね。進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では以上で、今回の議題は終了といたします。委員の皆様からは何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 次に、議長から何かありましたらお願いします。

○岩田議長 ございません。

○柴田委員長 事務局から何かありましたらお願いします。

○永井議会事務局長 1点だけ。

○柴田委員長 お願いします。

○永井議会事務局長 すいません、時間過ぎて。1点だけ補足をさせていただきたいと思うのですが。先ほど執行部のほうの議案の中で、組織の改正のお話が出ておりました。その中で、今回、正確な名前があるのですが、未来創造戦略室というのが、これまでの企業誘致をどちらかというところと拡充させて、今、産業振興課にあるのですが、それをそこから分割して、市長直轄の組織に位置づけるということで聞いております。

となりますと、部が、今までは市民環境経済部にあったのですが、今度はそれから外れるとなったときに、今後、それに関する議案が出てきたときの付託委員会をどうするかというところがあるかと思えます。そこを現状、常任委員会の所管については、何々部に属することとか、そういう形で書いてございますので、その扱いをどうすべきかということが、今後少し議論が必要かなというふうに考えておりますので、述べさせていただきました。

以上になります。

○柴田委員長 分かりました。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 ないようですので、以上で本日の議題は終了いたします。

よって、議会運営委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。